

佐世保市地方独立行政法人の  
業務実績に関する評価実施要領

佐世保市  
(令和5年3月策定)  
(令和5年5月修正)

## 1 はじめに

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項の規定に基づき、佐世保市が実施する、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院（以下「法人」という。）に対する業務実績に関する評価の実施にあたっては、以下に示す方針及び要領等によるものとする。

## 2 ことばの定義（略称表記）

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）
- (2) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例（以下「条例」という。）
- (3) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）
- (4) 各年度の業績評価（以下「年度評価」という。）
- (5) 中期目標、中期計画期間の終了前の見込による業績評価（以下「目標期間見込評価」という。）
- (6) 中期目標、中期計画期間の終了後の業績評価（以下「目標期間評価」という。）

## 3 評価の基本方針

評価の区分は法第 28 条第 1 項各号に基づき、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成に向けた法人の事業の進行状況を確認する観点から行い、評価を通して、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。

なお、評価の要領については、基本的に法改正前の評価委員会の評価に準じた 5 段階評価により行うこととする。

### (1) 年度評価

当該事業年度における年度計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

### (2) 目標期間見込評価

当該中期目標期間の見込時点での実績を踏まえ、中期目標期間終了までの見込を立てて、その業務実績の全体について見込みによる中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価するものとする。

### (3) 目標期間評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、当該中期目標の期間における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

## 4 評価の手順

- (1) 法人による小項目評価（S～Dの5段階評価）
- (2) 佐世保市による小項目評価（S～Dの5段階評価）
- (3) 佐世保市による大項目評価（S～Dの5段階評価）
- (4) 佐世保市による全体評価（S～Dの5段階評価）

## 5 評価の具体的方法

### (1) 法人による小項目評価（自己評価）

ア. 法人は、年度計画又は中期計画の小項目について、次により5段階で自己評価を行う。  
なお、評価はBを基準とする。

○ 数値目標を設定した項目（定量評価）

① 小項目ごとの数値目標達成状況

評価点数	判断基準
5	目標値の120%以上を達成している場合
4	目標値の100%以上120%未満
3	目標値の80%以上100%未満
2	目標値の60%以上80%未満
1	目標値の60%未満

※ 判断基準となる達成状況の%表示数値の小数点以下第2位を四捨五入

② 評価

評価区分	判断基準
S	小項目ごとの数値目標評価集計の平均点が5点の場合
A	小項目ごとの数値目標評価集計の平均点が4点の場合
B	小項目ごとの数値目標評価集計の平均点が3点の場合
C	小項目ごとの数値目標評価集計の平均点が2点の場合
D	小項目ごとの数値目標評価集計の平均点が1点の場合

※ 平均点は小数点以下第1位を四捨五入

○数値目標の設定が困難な項目（定性評価）

評価区分	判断基準
S	計画を大幅に上回って達成した
A	計画を上回って達成した
B	概ね計画どおり達成した
C	計画を下回った
D	計画を大幅に下回った

※ 評価理由等を明瞭簡潔な記述により記載する。

- イ. 数値項目を設定した項目において、実績が低い方が良いとされているものについては、別紙「実績が低い方が良いとされている項目の達成状況算定について」を参照し評価すること。
- ウ. 法人は、目標を達成できなかった項目（C～D）については、その理由及び改善策を記載する。
- エ. 法人は、特記事項として、特色ある取組みや法人運営を円滑に進めるための工夫などを自由に記載することができる。

## (2) 佐世保市による小項目評価（評価者評価）

- ア. 佐世保市は、法人が提出する業務実績評価報告書などを通じて、法人の自己評価と同様にS～Dまでの5段階による評価を行う。なお、評価はBを基準とする。
- イ. S～Dの評価を点数化（5～1点）し、小項目を評価する。

評価区分	評価点数	判断結果
S	5	計画を大幅に上回って達成した
A	4	計画を上回って達成した
B	3	概ね計画どおり達成した
C	2	計画を下回った
D	1	計画を大幅に下回った

- ウ. 数値目標の設定が困難な項目で、佐世保市による評価者評価と法人の自己評価が異なる場合は、その評価の判断理由等を示す。

## (3) 佐世保市による大項目評価

- ア. 小項目の区分ごとに評価したS～Dを点数化（5～1点）し、その平均点により評価する。  
 ※平均点は小数点以下第2位を四捨五入し、S～Dまでの5段階で表記する。  
 ※評価はBを基準とする。
- イ. その他、必要に応じて、特記事項があればコメントを付す。

評価区分	評価点数	判断基準	評価結果
S	5	小項目評価の平均点が5.0以上	計画を大幅に上回って達成した
A	4	小項目評価の平均点が4.0～4.9	計画を上回って達成した
B	3	小項目評価の平均点が3.0～3.9	概ね計画どおり達成した
C	2	小項目評価の平均点が2.0～2.9	計画を下回った
D	1	小項目評価の平均点が2.0未満	計画を大幅に下回った

#### (4) 佐世保市による全体評価

ア. 大項目の区分ごとに評価したS～Dを点数化（5～1点）し、その平均点により評価する。

※平均点は小数点以下第2位を四捨五入し、S～Dまでの5段階で表記する。

※評価はBを基準とする。

イ. その他、必要に応じて、特記事項があればコメントを付す。

評価区分	判断基準	評価結果
S	大項目評価の平均点が5.0	計画を大幅に上回って達成した
A	大項目評価の平均点が4.0～4.9	計画を上回って達成した
B	大項目評価の平均点が3.0～3.9	概ね計画どおり達成した
C	大項目評価の平均点が2.0～2.9	計画を下回った
D	大項目評価の平均点が2.0未満	計画を大幅に下回った

#### (5) 留意点

評価にあたっては特に次の事項に留意するものとする。

ア. 法人の自己評価並びに佐世保市の評価者評価の対象は、法第25条第2項第2号から第5号に規定のある、中期目標に定める項目に相對する中期計画に定める項目とし、それ以外の項目については、実績の報告のみを行うものとする。

イ. 法人の自己評価並びに佐世保市の評価者評価は、原則、年度計画又は中期計画の小項目ごとの数値目標に対する実績に基づき、定量評価にて実施するものとする。

ただし、数値目標の設定が困難な場合は、定性評価にて実施するものとする。

ウ. アに加え、業務実績に影響を及ぼした要因、環境の変化等についても特記する。

エ. 小項目ごとの評価にあたっては、中期目標達成において重要度が高い業務と認める項目について評価点数に重み（加重）を反映させることで、それぞれの取組みの重要性を考慮しながら、中期目標の達成状況を適切に把握する。

オ. 小項目の区分ごとに評価した点数化は「（×1）標準」を基本とするが、医療サービスの向上や高度医療・政策医療の提供、業務運営や財務内容の改善など、佐世保市が法人と協議しながら中期目標の達成のために重要な取組みと認める項目については、点数化の際は「（×2）重要」として加重することができる。

カ. 財務内容の評価にあたっては、法人から提出される財務諸表等を参考にする。

## 6 評価委員会の意見

上記の評価にあたっては、法第28条第4項及び条例第2条第2号に基づき、評価委員会の意見を聴くものとする。

### (1) 評価委員会関与の考え方

評価委員会は、法及び条例に基づき佐世保市が行う法人の各実績評価に対して意見を述べるものとする。なお、評価の最終判断は佐世保市が行うが、原則として評価委員会の意見を尊重するものとする。

### (2) 意見の聴取とその事務処理手順

評価委員会の意見は、意見書により委員長から市長に提出するものとし、上記(1)の考え方にに基づき、必要に応じて佐世保市が行う評価に反映させるものとする。

#### 【手順】

- ① 評価委員会での意見のとりまとめ
- ② 評価委員会委員長から佐世保市長あてに意見書の提出
- ③ ②を受けて、その意見の反映について佐世保市が検討
- ④ 評価の確定

以 上

(別紙)

## 実績が低い方が良いとされている項目の達成状況算定について

数値目標を設定した項目において、実績が低い方が良いとされているものについては、下記算定方法で算出した結果により、「佐世保市地方独立行政法人の業務実績に関する評価実施要領」の5評価の具体的方法－(1)－ア.－数値目標を設定した項目(定量評価)－①を適用すること。

### 【算定方法】

$$\frac{\text{目標値} - (\text{実績値} - \text{目標値})}{\text{目標値}} \times 100$$

= ●●.●% ←…………… この数値にて評価

### 【算定方法(例)】

項目名：平均在院日数(日)

目標値：12.0日 実績値：11.5日(実績が低い方が良い)

$$\frac{12.0 - (11.5 - 12.0)}{12.0} \times 100$$

= 104.2% ←…………… 評価点数4(目標値の100%以上120%未満)

以 上